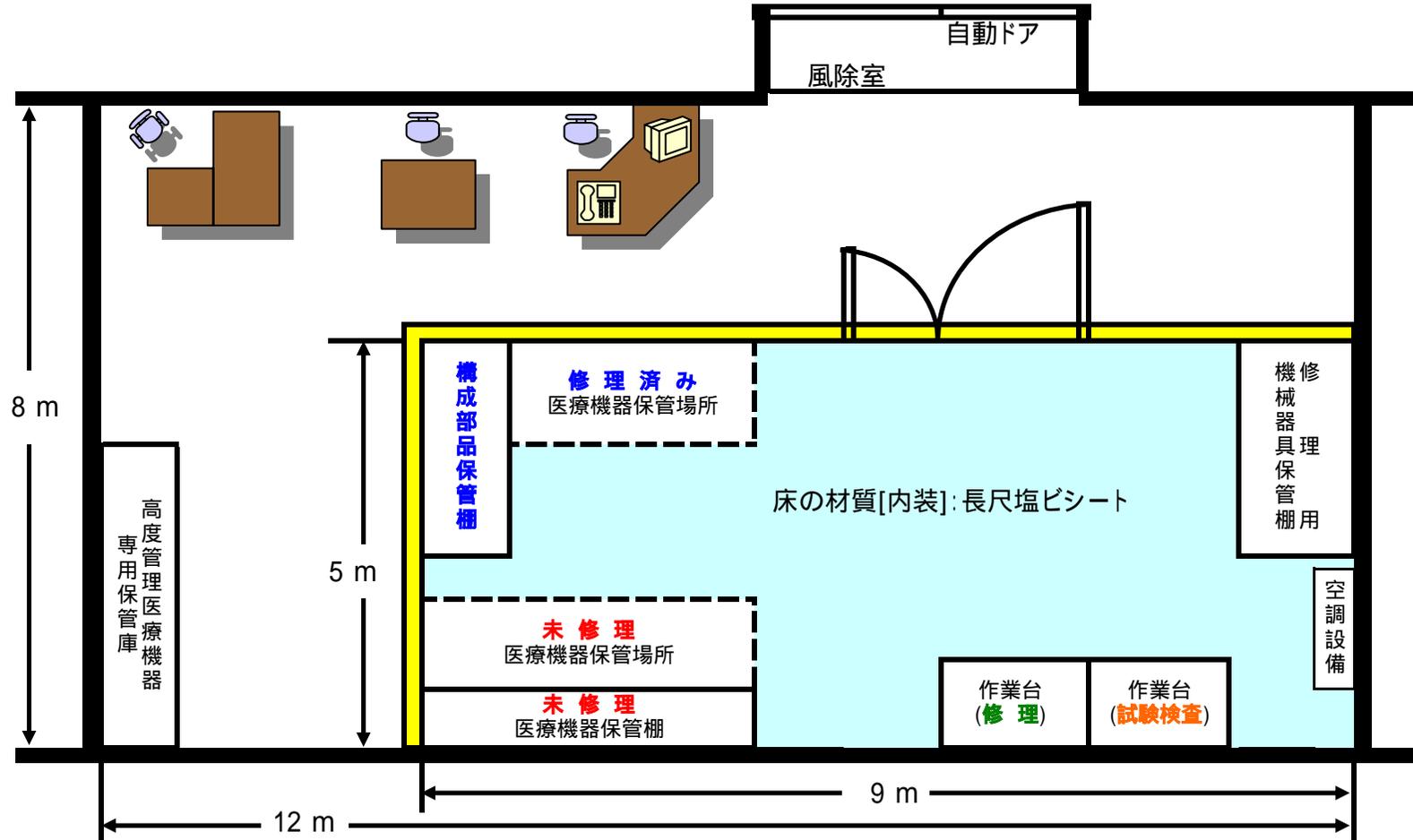


別紙 2-4 作業室、保管場所及び試験検査室平面図



注意事項

- 1 保管棚は1台でも可とするが、未修理品と修理完了品を混合しないよう区別する必要がある。
- 2 保管場所が平面の場合(物理的な区画がされていない場合), 修理業を行う事業所の区画を明示すること。
- 3 事業所における修理室の範囲が明白に把握できるよう太線等で明示すること。
なお、修理業を行う事業所には必ずしも事務所は必要ではないので、「作業所の延面積」と「作業修理室」の面積は同じ面積になることは当然あり得る。